

交通安全運動等各地区管理者会行事のお知らせ

各地区管理者会では管轄警察署等と連携し、春と秋の全国交通安全運動と、神奈川県が主唱する夏と冬の交通安全運動を中心に参加事業所の協力を得て街頭キャンペーンやボランティア活動を行っています。

今後予定されている地区管理者会行事の一部をご案内しますので、活動の趣旨のご理解や積極的な参加をお願いします。（地区会ごと、日付順に掲載しています。）

令和7年度神奈川県交通安全運動等（当面の予定）

○自転車マナーアップ強化月間 5月1日（木）から31日（土）までの1か月間

【スローガン】 自転車も のれば車の なかまいる

○二輪車交通事故防止強化月間・暴走族追放強化月間

6月1日（日）から30日（月）までの1か月間

【スローガン】 運転に ゆとり やさしさ 思いやり

暴走は しない させない ゆるさない！

1 横断する意思を明確にする!!



横断歩道では、手を上げるなどをして運転者に対し、横断する意思を明確に伝えましょう。

2 横断歩道を渡る!!



横断歩道外の横断や車両の直前直後の横断など、無理な横断はやめ、横断歩道を渡りましょう。

3 歩きスマホはしない!!



歩行中は、わきまの要因となるスマホなどを注視することがないようにしましょう。

5 反射材を身に着ける!!



薄暮や夜間には、光の反射で存在を示すことができる反射材を身に着けましょう。

4 危険な踏切横断はしない!!



踏切は、警報器が鳴ったら進まない、進路を確認がない、くぐらないことを徹底しましょう。

神奈川県 歩行者 安全五則

歩行者もルール・マナーを守りましょう!



NEW!

自転車安全利用五則

令和4年11月1日中央交通安全対策協議会交通対策本部決定

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用





神奈川県交通安全対策協議会
神奈川県・市町村・神奈川県警察

歩行者安全五則	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/cnt/f7110/p25988.html
自転車安全五則	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/cnt/f7110/p444829.html#gosoku
場 所	
行事内容等	 現在、地区会からのお知らせ情報はありません。 またのご来訪をお待ちしております。 下記もご覧ください。

令和7年4月6日（日）から4月15日（火）まで実施された「春の全国交通安全運動」期間中、各地区安全運転管理者会では、交通事故防止キャンペーンや児童をはじめとする歩行者の見守り活動など、交通安全の推進に努めました。

このコーナーで事前にお知らせできなかった行事もありますが、「地区管理者会活動状況の紹介」もご覧いただけると幸いです。

「春の全国交通安全運動」実施結果（県警察から提供いただいた数値等）

1 交通事故発生概況

	発生件数	死者数	負傷者数
期間中累計	571	3	672
前年同期比	+45	+2	+59
増減率	8.6%	200.0%	9.6%

2 期間中の交通死亡事故の概要

- ア 4月7日（月）、厚木市内（圏央道内回り）において二輪車（死亡者、47歳、男性）が側壁に衝突し、高架下に落下
- イ 4月11日（金）、横浜市保土ヶ谷区（国道1号線）において準中型貨物車が右折時、二輪車（死亡者、47歳、男性）と衝突
- ウ 4月14日（月）、綾瀬市内（県道42号線）において軽自動車と歩行者が衝突